

21. 役員等報酬細則

（総 則）

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5－8団地管理規約（以下「規約」という。）第39条及び第57条の規定に基づき、役員及び専門委員の活動に応ずる必要経費と報酬を定めることを目的とする。

（役員報酬）

第2条 役員報酬は下記の通りとする。

- | | |
|--------|------------|
| 一 理事長 | 84,000 円/年 |
| 二 副理事長 | 72,000 円/年 |
| 三 理事 | 48,000 円/年 |
| 四 監事 | 48,000 円/年 |

2 役員が任期途中で交代した場合は、在任月数に応じて年度末に報酬を支払うものとする。

3 理事会への出席や日常の活動状況等を勘案し、役員が組合のために誠実にその職務を遂行していないと判断された時は、報酬を減額することができる。

（専門委員等報酬）

第3条 各専門委員の報酬は委員会出席1回につき1,000円とし、出席回数に応じて年度末に支払うものとする。

2 理事会の業務を専門的に支援する組合員に対しては、総会承認の上、48,000円/年の報酬を支払うものとする。

3 役員が専門委員会に出席する場合は、委員会出席1回につき1,000円とし、出席回数に応じて年度末に支払うものとする。

4 公的有資格者が管理組合から委嘱を受けて業務を行う場合、総会承認の上、12,000円/年の報酬を支払うものとする。

（必要経費）

第4条 役員や専門委員としての活動に必要な経費については、事前に理事長の承認を得てから、領収書を提出して精算するものとする。必要経費として認められるものとして、交通費、セミナー参加費、書籍代等があるが、電話代は必要経費として認められない。

附 則

この細則は、2026（令和8）年5月18日から施行する。

（2020〔令和2〕年11月29日 制定）

（2023〔令和 5〕年5月21日 改正）

（2025〔令和7〕年 5月18日 改正）

（2026〔令和8〕年 5月17日 改正）